

くらしの安心情報

情報ファイル NO.183

平成 29 年 10 月 10 日

市役所から、「医療費の過払いがある。」と電話があり、県庁の総合医療課に連絡するよう指示された。不審だ…。

相談内容

【相談者 20代 女性】

自宅に市役所職員を名乗り、「年間の医療費に過払いがある。還付手続きの期間は過ぎていますが、今からでも間に合うので、県庁の総合医療課に連絡するように。」と電話がありました。しかし、指示された電話番号が県外局番なので不審に思い、県庁に確認したところ、「そのような課は存在しない。」と言われました。詐欺業者なのでしょうか？

対処方法

この相談のように自治体職員等を名乗り、「医療費の払い戻しの手続きをする」「税金の還付金がある」などという不審な電話を受けたという相談が寄せられています。

- ・指示された番号に電話をすると、還付金の受け取り手続きのため、携帯電話とキャッシュカード等を持ってスーパーやコンビニなどのATMに行くよう誘導され、お金を振り込まされてしまうなど、被害につながるおそれがあります。
- ・医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。
- ・このような電話があっても、相手の説明をうのみにせず電話を切り、すぐにお近くの市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)
- ・電話の指示に従いATMの操作をしてしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡してください。(警察相談専用電話「#9110」)

医療費を
還付します。



これって詐欺？



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890